



 発行
 新 潟 県

 第 95 号

 平成29年12月12日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1288 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 1289 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 1290 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による特例措置を採ることができる応急入院指定病院の指定 (障害福祉課)
- 1291 産業立地促進地域の指定(産業立地課)
- 1292 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 1293 保安林の指定施業要件の変更予定(治山課)
- 1294 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 1295 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 1296 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 1297 交換分合計画の縦覧(農地整備課)
- 1298 道路の区域変更(道路管理課)
- 1299 道路の区域変更(道路管理課)
- 1300 河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される浸水深及び浸水の継続時間の指定(河川管理課)
- 1301 河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の一部改正(河川管理課)
- 1302 河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の一部改正 (河川管理課)
- 1303 都市計画区域の変更(都市政策課)
- 1304 都市計画の変更(都市政策課)
- 1305 都市計画の変更(都市政策課)
- 1306 都市計画の変更(都市政策課)
- 1307 臨港地区内の分区の変更(港湾整備課)

公 告

コロニーにいがた白岩の里給食業務委託に係るプロポーザルの実施 (障害福祉課)

病院局公告

一般競争入札の実施 (病院局総務課)

特定調達契約の落札者等 (病院局総務課)

選挙管理委員会告示

87 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数(選挙管理委員会)

告示

◎新潟県告示第1288号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年12月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
居宅介護支援事業所ときわ燕	新潟県燕市上児木390番地	社会福祉法人行雲	平成29年12月1日

◎新潟県告示第1289号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成29年12月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年 月日	廃止年月日
デイサービス谷	新潟県上越市長	有限会社ハートプ	介護予防通所介護	平成29年10月	平成29年10月
浜	浜1850番地	ロモーション		10日	31日

◎新潟県告示第1290号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の7第2項後段の規定による特例措置を採ることができる応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成29年12月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	指定期間
新潟県立精神医療センター	長岡市寿2丁目4番1号	平成29年10月25日から 平成32年10月24日まで

◎新潟県告示第1291号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例(平成15年新潟県条例第23号)第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年12月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

産業立地促進地域の名称	区域	指定年月日
南魚沼市泉新田地域	南魚沼市泉新田の一部	平成29年12月1日
南魚沼市上原地域	南魚沼市上原の一部	平成29年12月1日
南魚沼市新堀新田地域	南魚沼市新堀新田の一部	平成29年12月1日
南魚沼市山崎新田地域	南魚沼市山崎新田の一部	平成29年12月1日
新堀新田・田崎工業団地	南魚沼市新堀新田の一部	平成29年12月1日
	南魚沼市田崎の一部	
大福寺工業団地	南魚沼市長崎の一部	平成29年12月1日
二日町工業団地	南魚沼市二日町の一部	平成29年12月1日
三用工業団地	南魚沼市山崎新田の一部	平成29年12月1日

◎新潟県告示第1292号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

平成29年12月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

登録番号	1502	4	登録年月日		平成17	年7月28日							
登録検査機関	の名称	特定	非営利活動法人	米ニケーショ	ンセン	ター							
代表者氏名	理事	₹ ∑	平石 節子										
主たる事務 所の所在地	新潟リ	県長岡市	市脇川新田町字 詞	前島970番地9	9								
登録の区分	品 位	等検	查										
農産物の種類	国内	産玄	米										
		農	産	物	検	查	員	成り	分 検 査	業務	受 茤	: 託	先
農産物検査を行う区域	氏	名	住	所		農産物の種類	証明書番号	号 委 託 の 好 の 分	登録検査機 の 名	関 代表	者氏名	主たる	事務所の 在 地
新 潟 県	-遠藤	沙和	新潟県長岡市	東新町 2 —	1 = 38	玄米	K152604	8					
備 考 略称 『NP0米ニケーションセンター』 平成29年12月12日 登録検査員1名の削除。検査員合計3名。													

◎新潟県告示第1293号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する 予定である。

平成29年12月12日

米 山 新潟県知事 隆一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 新潟県村上市中継字ウト873・873の丑・873の寅(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定 める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所 に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1294号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、妙高市の水上土地改良区の定款の変更を 平成29年12月1日認可した。

平成29年12月12日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第1295号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、長岡市の一部を受益地域とする県営栃尾水沢 地区農業用用排水施設整備(がんがい排水「集積型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供す る。

平成29年12月12日

米 山 隆 一 新潟県知事

- 1 縦覧に供する書類の名称
 - 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
 - 平成29年12月13日から平成30年1月16日まで
- 3 縦覧に供する場所
 - 長岡市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内 (以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

- (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて
 - ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。
 - イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査 請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
 - ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年 を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1296号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営当間地区区画整理・農業用用排水施設整備(農地環境整備)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 縦覧に供する書類の名称
 - 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間

平成29年12月13日から平成30年1月16日まで

- 3 縦覧に供する場所
 - 十日町市役所
- 4 その他
 - (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内 (以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる 場合がある。

- (2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて
 - ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。
 - イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査 請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
 - ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年 を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1297号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第99条第1項の規定により、胎内川沿岸土地改良区から申請のあった交換分合計画を相当と認めたので、平成29年12月13日から平成30年1月30日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月12日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の 所在・名称	地区名	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
胎内市	苔実	交換分合	交換分合計画書	胎内市役所
胎内川沿岸			の写し	
土地改良区				

1 異議の申出について

この処分について異議がある場合は、この交換分合計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

- 2 処分の取消しの訴えについて
 - (1) この処分については、上記1の異議の申出のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。
 - (2) また、上記1の異議の申出をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1) (異議の申出をした場合には(2)) の期間や異議の申出に対する 決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認め られる場合がある。

◎新潟県告示第1298号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課 において縦覧に供する。

平成29年12月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名鶴岡村上線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷	地	\mathcal{O}	幅	員	延	長
村上市三面字三面山176村同市岩崩字中畠1133番1		新	(A) 4.	4 ~ 8	3. 4)	メー	トル	37, 783.	0メートル
村上市岩崩字雑木平1152 同市岩崩字中畠1133番1		<i>1</i> 191	(B) 5.	2 ~ 4	8. 0	メー	トル	2, 083. 8	メートル
村上市三面字三面山176村同市岩崩字中畠1133番1		Ш	(A) 4.	4~8	3. 42	メー	トル	37, 783.	0メートル
村上市岩崩字雑木平1524同市岩崩字中畠1133番1		П	(B) 4.	5~4	8. 0	メー	トル	2, 117. 9	メートル

- 備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
 - 2 路線の起点を変更する区域変更

◎新潟県告示第1299号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成29年12月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名住吉上館線
- 3 道路の区域

区	間	新旧の別	敷	地	の	幅	員	延	長
		新	(A) 4.	0~]	15. 2.	メー	トル	999.3メート	トル
	新発田市北蓑口字長坪322番から 同市西蓑口字大橋上1888番1まで		(B) 6.	0~2	24. 6	メー	トル	898. 4 > - 1	トル
		旧	4.0~	15. 2	2メー	- トル	/	999. 3メート	シル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1300号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第 1 項及び第 2 項により、次の河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、一般の縦覧に供する。 平成29年12月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 洪水浸水想定区域を定める河川

信濃川水系 栖吉川

加治川水系 加治川

2 指定年月日

平成29年12月12日

◎新潟県告示第1301号

河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の指定(平成29年6月新潟県告示第754号)の一部を次のとおり改正する。

平成29年12月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
水防法(昭和24年法律第193号)第14条第3項の規	水防法(昭和24年法律第193号)第14条第3項の規
定により、次の河川の浸水想定区域を指定し、及び当	定により、次の河川の浸水想定区域を指定し、及び当
該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。	該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。
なお、関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各	なお、関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各
河川を所管する地域振興局において縦覧に供する。	河川を所管する地域振興局において縦覧に供する。
1 浸水想定区域を定める河川	1 浸水想定区域を定める河川
	加治川水系 加治川
信濃川水系 五十嵐川	信濃川水系 五十嵐川
鯖石川水系 鯖石川	鯖石川水系 鯖石川
鵜川水系 鵜川	鵜川水系 鵜川
2 (略)	2 (略)

◎新潟県告示第1302号

河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の指定(平成29年6月新潟県告示第756号)の一部を次のとおり改正する。

平成29年12月12日

新潟県知事 米山 隆一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項の規	水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項の規
定により、次の河川の浸水想定区域を指定し、及び当	定により、次の河川の浸水想定区域を指定し、及び当
該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。	該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。
なお、関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各	なお、関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各
河川を所管する地域振興局において縦覧に供する。	河川を所管する地域振興局において縦覧に供する。
1 浸水想定区域を定める河川	1 浸水想定区域を定める河川
三面川水系 三面川	三面川水系 三面川
門前川	門前川
高根川	高根川
	信濃川水系 栖吉川
2 (略)	2 (略)

◎新潟県告示第1303号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、両津都市計画区域、相川都市計画区域、真野都市計画区域及び佐和田都市計画区域を次のとおり変更する。

平成29年12月12日

新潟県

代表者 新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 都市計画区域の名称
 - 佐渡都市計画区域
- 2 都市計画区域の変更に係る土地の区域
 - (1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域なし
 - (2) 都市計画区域から除外される土地の区域なし

◎新潟県告示第1304号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年12月12日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 米 山 隆 一

1 都市計画の種類

佐渡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 その他

上記都市計画は、別に定める「佐渡圏域広域都市計画マスタープラン圏域計画」と合わせて「佐渡圏域広域都市計画マスタープラン」として縦覧に供する。

◎新潟県告示第1305号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年12月12日

新潟県

代表者 新潟県知事 米 山 隆 一

都市計画の種類及び名称

- 1 種類 佐渡都市計画臨港地区
- 2 名称 両津港臨港地区

◎新潟県告示第1306号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年12月12日

新潟県

代表者 新潟県知事 米 山 隆 一

都市計画の種類及び名称

- 1 種類 佐渡都市計画道路
- 2 名称 3・5・1号 本町通り線
 - 3・5・2号 湊若宮線
 - 3・5・3号 両津相川線
 - 3・6・5号 大間中山峠線
 - 3・6・6号 下戸春日崎線
 - 3 · 5 · 9 号 道游線
 - 3・5・11号 両津小木線
 - 3・5・12号 両津真野線
 - 3・5・13号 真野赤泊線
 - 3・5・14号 山ノ手線
 - 3 · 6 · 15号 真野新町線
 - 3・5・16号 吉岡線
 - 3 · 4 · 17号 中原窪田線
 - 3・6・18号 長木窪田線
 - 3 · 5 · 19号 下町田町線
 - 3 · 4 · 24号 窪田沢根線

◎新潟県告示第1307号

港湾法(昭和25年法律第218号)第39条第1項の規定により、両津港臨港地区内の分区を次のとおり変更した。 なお、関係図書は、新潟県交通政策局港湾整備課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部(港湾空港庁舎)において縦覧に供する。

平成29年12月12日

両津港港湾管理者 新 潟 県

代表者 新潟県知事 米 山 隆 一

1 変更年月日

平成29年12月12日

2 変更に係る分区の種類及び面積

分 区	変更前面積(ヘクタール)	変更後面積(ヘクタール)
商港区	6. 0	16. 7
修景厚生港区	0.3	6. 2
合 計	6. 3	22.9

公 告

コロニーにいがた白岩の里給食業務委託に係るプロポーザルの実施について(公告)

コロニーにいがた白岩の里給食業務受託者を決定するため、プロポーザルを実施することとし、次のとおり参

加申込書及び提案書等の提出を招請する。

平成29年12月12日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 業務の概要

コロニーにいがた白岩の里給食業務

2 業務内容

コロニーにいがた白岩の里給食業務委託プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)に定めるところによる。

3 参加者に求められる資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 新潟県内に事業所(本社、本店、支店又は営業所等)を置く者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。
- (4) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年 法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあっては、当該県税の未納がない者であること。
- (7) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員である者又は受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者であること。
- (9) 新潟県内の障害者関係施設又は高齢者関係施設において、平成24年4月1日から平成29年3月31日までに 給食業務を継続して12か月以上にわたり元請けとして完了した実績が2契約以上ある者であること。 なお、契約期間が異なるが履行場所が同一の契約は、1契約と見なす。
- 4 実施要領の交付

実施要領の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより、交付を受けること。

(1) 交付期間

平成29年12月12日 (火) から22日 (金) まで (新潟県の休日を定める条例 (平成元年新潟県条例第5号) 第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

新潟県福祉保健部障害福祉課施設管理係 (新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

(3) 交付方法

交付場所で受け取るか、郵送とする。

郵送の場合は、次のものを交付場所へ郵送(平成29年12月22日(金)午後5時15分必着)すること。

ア A4サイズの紙が入る封筒 (実施要領の送付先を記載すること)

イ 未使用の380円切手1枚

ウ 企業等名、住所、担当者名及び連絡先(電話番号)が分かるもの

- 5 説明会
 - (1) 説明会の開催日時及び場所

下記のとおり説明会を開催する。

ア 日時

平成29年12月20日(水)午前10時から

イ 会場

コロニーにいがた白岩の里

長岡市寺泊藪田6789番地4

ウ 持参する物

清潔な帽子、白衣、マスク及び履物

(2) 説明会の参加申込み

説明会参加を希望する場合は、平成29年12月18日(月)午後5時15分までに、実施要領に定める様式により申し込むこと。

(3) 提出場所

4(2)に定める場所

- 6 プロポーザル参加申込み及び提案資格の確認結果の通知
 - (1) 参加申込み

本プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領に定める参加申込書等を作成し、提出しなければならない。

(2) 申込み期限

平成29年12月26日(火)午後5時15分必着

(3) 提出場所

4(2)に定める場所

(4) 参加資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、平成30年1月4日(木)までに参加資格の確認結果の通知を書面で行う。

7 質問書の提出

本プロポーザルの実施に係る公告及び実施要領について不明な点がある場合は、次に定めるところにより質問書を提出すること。

(1) 提出期間

平成29年12月12日 (火) 午後1時から25日 (月) 午後5時15分まで

(2) 提出方法

実施要領に定めるところによる。

8 提案書の提出

本プロポーザルの参加資格があると認められた者は、実施要領に定めるところにより提案書等を作成し、提出すること。

(1) 提出期限

平成30年1月12日(金)午後5時15分必着

(2) 提出場所

4(2)に定める場所

(3) 提出方法

実施要領に定めるところによる。

9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案者は、平成30年1月23日 (火) に開催する審査委員会において、プレゼンテーション及びヒアリングを 実施するものとする。

なお、詳細については別途通知する。

10 審査

審査委員会において、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

なお、審査結果は、提案者それぞれに文書で通知する。

- 11 契約の締結
 - (1) 契約締結の交渉

新潟県は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行う。 なお、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

(2) 契約期間

公募型プロポーザル方式に基づく随意契約により受託者を決定した日をもって契約締結の日とする。契約期間は、契約締結の日から平成33年2月28日までとする。

なお、契約締結の日から平成30年2月28日までは、業務委託準備期間とし、これに係る委託料は一切発生しないものとする。業務委託期間は、平成30年3月1日から平成33年2月28日までとし、地方自治法第234条の3に定める長期継続契約とする。

12 契約に係る予算

本業務委託契約にかかる予算は、167,760,000円 (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)である。 なお、長期継続契約であるため、契約の日の属する年度の翌年以降の予算において委託料の減額又は削減が あった場合は契約を変更又は解除する。

- 13 その他
 - (1) 提案書の作成等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
 - (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
 - (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
 - (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
 - (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、実施要領に定める辞退書を提出すること。
 - (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

- ア 実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者
- イ 記載すべき事項の全部若しくは一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
- ウ 期限後に提案書を提出した者

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、薬品管理装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年12月12日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量 薬品管理装置 1式
 - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限 平成30年3月30日(金)
 - (4)納入場所 新潟県立新発田病院
 - (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を 有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成29年12月19日(火)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年12月22日(金)午前10時00分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金 免除する。
 - (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の 規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす る。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないと きは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 規程(平成7年新潟県病院局管理規程第17号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年12月12日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

1 調達物品及び数量

生体情報モニタリングシステム 1式

2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所

新潟県立新発田病院経営課経営係

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

3 調達方法

購入等

4 契約方法

一般競争入札

5 落札決定日

平成29年11月22日

- 6 落札者の氏名及び住所
 - ジェイメディカル株式会社

新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808番地22

- 7 落札価格
 - 162,000,000円
- 8 入札公告日
 - 平成29年10月13日
- 9 落札方式
 - 最低価格

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第87号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成29年12月12日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

38, 809

2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と 40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

342, 551

21, 141

3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区

新潟市東区	38, 858
新潟市中央区	49, 937
新潟市江南区	19, 303
新潟市秋葉区	21,816
新潟市南区	12,921
新潟市西区	44, 189
新潟市西蒲区	16,664
長岡市三島郡	78, 118
上越市	54, 788
三条市	28, 164
柏崎市刈羽郡	25, 652
新発田市北蒲原郡	31,929
小千谷市	10, 314
加茂市南蒲原郡	11,584
十日町市中魚沼郡	18, 426
見附市	11,628
村上市岩船郡	19,632
燕市西蒲原郡	25, 142
糸魚川市	12,610
妙高市	9, 476

平成29年12月12日(火)	新	澙	県	報	第95号
	五泉市東蒲原郡	18, 21	4		
	阿賀野市	12, 32	2		
	佐渡市	16, 44	2		

10, 597

南魚沼市南魚沼郡 18,399 胎内市 8,546

魚沼市